

1. 参考文献

- ・黒田晁生、『入門金融』第三版、東洋経済新報社、2002年（第3章）

2. 市場型金融取引と相対型金融取引

- ・金融取引の2つの類型：市場型金融取引      相対型金融取引
- ・日本では相対型金融取引のウェイト大（「メインバンク制度」はこの典型）

3. 市場型金融取引が可能となるための条件（逆の場合には「相対型取引」となる）

市場が存在すること（OTCの場合あるいは取引所があることが望ましい）

そもそも、なんらかの市場が存在しないことには、市場型金融取引はできない

多くの市場参加者がいること（多様なニーズや予想を持った参加者がいることが望ましい）

市場の雰囲気が一方向に傾きやすい場合には、変動が大きい or 流動性が低下する恐れ

会計制度、情報開示制度、法制度やインサイダー規制などのインフラが整備されていること

会計が信頼できない場合や情報開示が不十分な場合      市場参加者が合理的に判断できない。

法制度が不安定な場合      法的なリスクが大きくて取引が難しくなる。また、インサイダー取引規制がない場合      情報のない投資家が情報のある投資家の食いものになる恐れ。

市場価格や金利などに関する規制が少ないこと

そうした規制が市場機能の発揮を邪魔する場合、規制回避の動きが生じる      市場取引が縮小

4. 日本では市場型金融取引の推進に限界

- ・上記 と は少しずつ整備されてきたが、 や に疑問が多い

日本では市場参加者の見方が一方に触れやすい（市場の厚みが乏しく、価格がつかないことも）

企業会計制度に不安があるほか、公認会計士の機能度にも疑問。情報開示にも限界。法制度にも不安（判決が出るまで時間がかかるなど）。インサイダー取引への規制も緩やか。

- ・企業格付制度も定着してきたが、本格的に利用するには各種の限界がみられる

格付の対象が限定的（多くて千社程度）      日本の法人企業は約290万社（国税庁）

日本の格付機関の格付が甘めとの不安（親元に対する遠慮？日本人のブランド志向？）

- ・米国でも不正会計に対する疑惑が発生（エンロン、ワールドコム社など      関係の監査法人は解散）

その後、再発防止に向けた積極的かつ迅速な対応が目立つ：日本でも学ぶべきものが多い

5. 相対型金融取引のメリット

- ・借り手の事情に応じてかなり柔軟に対応することが可能（市場型だとかなり規格化）

必要に応じて担保や保証を徴求できる。非公開の情報を求めることも可能。

- ・長期・安定的な取引による安心感      例：メイン・バンク制度

相手が苦しい時に助け合うことで、長い目でみるとお互いに得になる可能性

6. 相対型金融取引を市場型金融取引に転換する工夫

- ・資産担保付債券の発行（データの整備、投資家への公開などが不可欠）

相対型の取引を多数集めて、資産担保付債券を発行する      市場機能を活用できる

- ・債権譲渡あるいは譲渡可能な金融商品の活用によるオフバランス化

累次の法制度改正によって譲渡が容易となり、使い勝手

銀行側もこのところ活用する意欲      自己資本比率規制、不良債権問題など

以上